

鏡野町病児保育事業

- 登録申請書
 利用申請書

年 月 日

鏡野町長 様

申請者 住所
氏名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話

鏡野町病児保育事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請にあたり世帯状況及び所得等に関して公簿で確認され、実施施設に登録状況を通知されることに同意します。

①児童氏名 (ふりがな) 氏名		②生年月日 (満 歳) 年 月 日生		③保育園 幼稚園 小学校名	
④利用希望期間 年 月 日から 年 月 日まで					
⑤利用児童の状態					
(ア) 病名 (病気の種類)		(a) 日常罹患する疾病 (感冒、消化不良症) (b) 感染症疾患 (はしか、水痘、風疹等) (c) 慢性疾患 (喘息等) (d) 外傷性疾患 (熱傷等) (e) その他 ()			
(イ) 発病年月日		年 月 日 (推定年月日)			
(ウ) 症状及び経過等					
(エ) かかりつけの 診療機関名					
⑥児童を看護 できない理由		(a) 勤務の都合 (b) 傷病 (c) 事故 (d) 出産 (e) 冠婚葬祭 (f) その他 ()			
⑦児童の世帯状況 (年度内にすでに登録申請された方は、以下の欄は記入不要です。)					
続柄	氏名	生年月日	勤務先及び電話番号		

認定欄 (記入不要です。)

対象者	利用料	登録番号
生活保護世帯・ひとり親家庭等医療費給付世帯 その他の世帯		

(裏面に続く)

(記入上の注意事項)

- 1 病児保育事業の登録申請は年度ごとに必要です。登録申請をした日からその年度の年度末まで病児保育を利用することができるようになります。
実際に病児保育施設を利用するときは、利用申請が必要です。登録申請と利用申請は同時に病児保育施設で行うことができます。
- 2 登録申請と利用申請を同時にされる方は、登録申請書及び利用申請書の両方にチェックし、利用申請のみをされる方(すでに登録申請をしている方)は利用申請書にチェックしてください。
- 3 登録申請と利用申請を同時にされる方は、①～⑦の欄、登録申請のみをされる方は①②③⑦の欄、利用申請のみをされる方(すでに登録申請をしている方)は①～⑥の欄を記入してください。
- 4 利用対象疾病の範囲は、感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾病や、はしか、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び熱傷等の外傷性疾患です。
- 5 保護者が看護できない理由の範囲は、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ないと認められるものです。
- 6 病児保育事業の利用料は 児童1人につき1日当たり 2,000円です。ただし、生活保護世帯又はひとり親家庭等医療費給付世帯の方は、児童1人につき1日当たり 1,000円です。
なお、病児保育事業の利用時に食事の提供を受けた場合は、利用料の他に1食につき400円がかかります。